

小学校

小学生が憲法に出会うとき —憲法教育は、身近な日常活動の中に—

河合 靖久

一、小学校六年生・社会科教科書の扱い

小学校の憲法学習は、六年生の社会科①で扱います。直接的に憲法を教える機会は、ここだけです。「小学生にとって難しいから教えなくて良い」との論議もあります。この部分の教科書の内容や教え方に政治的な「圧力」がかかることがあります。

しかし、小学校の憲法教育は、六年生の社会科だけで済ませてはいけないと考えています。

新潟県の小学校社会科教科書は、採択第一・二地区（上越・妙高・糸魚川）が東京書籍（以下、東書）、他の一地区はすべて教育出版（以下、教出）の2社のみです。

直接、憲法に触れる単元は、両社とも六年生②憲法

「わたしたちの暮らし」（教出）「わたしたちのくらしと日本国憲法」（東書）の中で12～14頁で扱っています。

憲法に関する教科書の一部を紹介します。

* 新しい国づくりの基本となる日本国憲法「あたらしい憲法のはなし（文部省）戦争放棄の部分」「教育の目的は、民主主義にもとづいて平和な国家や社会をつくる国民を育て…」（解説）（以上、教出）

* **【国民の権利】**・思想の自由、働く人が団結する権利、個人の尊重・男女の平等、教育を受ける権利、政治に参加する権利（参政権）、言論や集会の自由、仕事について働く権利、裁判を受ける権利、居住や移転・職業を選ぶ自由、健康で文化的な生活を営む権利（生存権）
* **【国民の義務】**・子供に教育を受けさせる義務、仕事

について働く義務、税金を納める義務(以上、東晝)

憲法にしめされている語句は、人類の英知が集約され、獲得されてきた歴史と価値を持つています。子どもたちの将来にとって、とても大切な内容が込められています。

しかし、卒業を迎えるこの時期の忙しさを考えると、教える側にも子どもたちにも、憲法をきちんと理解するゆとりがあるかどうか心配です。

「国のあらゆるきまりのなかで、最高のきまり」「政治を行う者は…」の憲法にもとづいて政治を行わなければならぬなどの基本的性格を共通理解した上で、重点となる項目を選んで調べ、教え合う総合の時間など指導案も公表されています。

二、「知る・分かる」と「使いこなせる」と

単に言葉や文字などを「知る」段階と、その言葉の持つ意味や内容を知り「使いこなす」段階には質的な飛躍があります。身についた新しい知識や技能も、日常生活の中で繰り返し使われ、試され、修正・補強されてこそ、本当の力として発達し、定着します。

授業では、知識の先行した児童から、「それ、知つて

いる…」などの声が聞かれます。ヴァーチャルな映像や書物などから、現実に見て触れた体験が無くとも、まるでその場に居合わせたように錯覚する子も多いのです。

映像も図録も大切な教材ですが、理科の授業でも観察や実験を通して、できるだけ目の前の草花(事象)に触れ、感じたり試したりして、自分の生きていく自然界の仕組みや地球そのものを実感し、納得して欲しいのです。憲法の学習でも、条文を知り・理解する授業(6年)以前に、入学時からのあらゆる機会を生かし、もめ事などに遭遇することが大切だと思います。

三、わたしと憲法の出会い

憲法に合わせた教育活動を、日々行えるかどうかは、教師個人の意識と能力が問われます。憲法の学習は、一般的には抽象的で難しいと思われていますが、小学校においては日常的で具体的です。もちろん、教師にも、体験に基づくことだわりや個性や力量による限界もあります。きれい事では済まされず、教師も親も子どもまでもが、互いに傷つくこともあります。

しかし、子どものための知恵と力の出し合いは、人間的な絆や、信頼を深める絶好の機会なのです。

四十数年前の教員採用の時、憲法十五条②『すべての公務員は、全体の奉仕者で…』と宣誓させられたことを今でも覚えています。採用者側の意図はともかく、憲法が現実に生きていた証拠です。

職場で教員全員に配られた、児童名や成績などを記載する教務必携（教務手帳）には、憲法と教育基本法が資料でした。在職三八年の間に表紙の裏から巻末に、憲法 やがて教基法も姿を消すという経過があります。音楽教科書の最終ページに、君が代を補助教材として登場させ、やがて「国歌」として罰則つきで歌わせるこ

とになった過程と裏腹の出来事でした。

最初の学校で、木登りをする子どもたちを教頭が怒るので、見守りながら補助しました。あれは、子ども の発達を保障したことになつたのでしょうか？ 単なる教師の自己満足だったのでしょうか？ 教え子が大人になつてからの同級会で、「あれは覚えてる」「面白かった」と言つているので少しは成功したと思つています。「子どもたちのために」を合い言葉に、学校と教職員と保護者・地域が素晴らしい「環境と感動」を築いた例は、民間教育研究の各種の集会で報告されています。

ところが、学校の大きな行事となると、文科省など の権力的な思惑や圧力で話がややこしくなります。 小学校の憲法学習に大きな困難を持ち込むのは、子どもや父母、教師よりも、外部の不当な圧力です。 教育にだれもが自由に発言できることは、望ましいことなのですが、マスコミも加わり問題化します。

君が代を、私は小学六年生から歌つていませんが、担任している子どもには歌わないわけを説明します。 音楽を担当しなかつたので可能でしたが、卒業式の伴奏を断つた音楽教師が失職させられたりしています。

実体のない物にする「敬礼」は「宗教的行為」との認識から、この「号令」がかかると式場の全体観察の時間としました。明治の内村鑑三の不敬罪事件も、訴えた人は、「きよろきよろ」としたのですから笑い話として語ります。

同じ行事でも入学式は、緊張して登校する新一年生に「ギャップが大きくては学校になじめない」との配慮から、玄関や通路・教室を飾り、演壇も床に下ろし、親しみのある童謡を歌うことで進行しました。

卒業式も、子どもたちの思い出の歌や校歌を中心に構成し、君が代や日の丸に頼らず、子ども中心の式を創る努力が各校で続けられていました。一九九九年の国旗・国歌法の成立前後の長い攻防の末、国会の多数

決で、学校教育が押さえ込まれてしまいました。

一方、体育主任としての運動会は、日の丸の行進や国旗掲揚・万歳三唱が慣例化していました。

運動会実施の合図として、朝早く校舎屋上のポールに日の丸を揚げ、校旗中心の行進、校歌斎唱で、校長と合意しました。

徒競走を来賓席の正面だけでなく、子どものいる側を走らせ、中央の競技は周りを取り囲んで応援するなどの工夫は、卒業式などより簡単に受け入れられました。完全な教師や人間はないので、子どもたちに未完成な大人の姿を見せる」とも必要な場合もありますが、今は、過労や子どもの課題などとの板挟みで教職員の精神疾患が増え続けていることは残念な現実です。

四、憲法に出会う場面を子どもたちに

小学校では、憲法を正面から語る時間を持ちにくいことは事実です。全国共通学力テスト・数値化や教育評価や免許更新制などでこれまで以上に職場は厳しいですが、力強く実践を創りだすことを期待しています。「みんな仲よく」「協力しよう」「いじめをなくそう」などの言葉だけの指導は成功しません。子ども同士のい

さかいやもめ事を通し、相手の真意を確かめ、自分の意思を伝える中で、「こっちの方が楽しいね」とか、「力を合わせると気持ちいいね」「相手はどう感じたかな」等の言葉かけが有効な指導になります。常に担任教師の人権感覚や人間洞察力が問われています。

形式的な「数だけの多数決」や力による威圧も極力避け、納得して行動できるように努力しました。もちろん人間的な未熟さから失敗や誤った実践が多く、きれい事での「教育」はできませんでした。

誤解や思い込みをいくつも重ね、失敗から教訓を得て教職を続けて来たと言えます。

以下、思いつくことの一部を羅列します。

- ・言葉や名前(物や人)の共通認識は、重要
- ・言葉や表現・理解の違いが、誤解やいじめを生む
- ・言葉の教え込みで、分かつたつもりは、危険
- ・本心を大切に、好き嫌いを認めた上で…
- ・だまされない知性と学力・しなやかな身体と心を
- ・思い込みや決め付けは、人間関係にとても有害

「みんな仲よく」「みんなに優しく」などの言葉は、現実では矛盾しました。金子みすずの詩の「みんな違つてみんない」と、なりにくるのです。互いの違いを

認め、好き嫌いはあっても良い、その上で…。

私は、春先の雪の上をどこまでも歩ける爽快な「し
みわたり」を好みました。毎年一回は、晴れた放射冷
却の朝に1・2限の雪上散歩を心掛けました。

季節の変化を感じる理科や国語の体験とし
ても大切な「遊び」でしたが、ベーリング海峡を越えア
ジア大陸からからアメリカ大陸に渡った人類の歴史も
考えました。これも、憲法に学問・思想・良心の自由
の条文があるからこそ可能な取り組みでした。

「あいさつ」の問題は、現実的で憲法的な課題です。

まず自分が教師として、職員朝会で、どこを向いて
挨拶をするのか？管理職の方？みんなの方？単に前方？
教務室への入り方や声の調子は？

・教室へはどう入るの？子どもたちへの指導は？
授業の前後。朝や帰りの挨拶は？

給食のいただきます、ごちそうさまは？

食べ方。進め方。残し方。片付け方。それぞれに多
様な方策があると思いますが、何のために、どんな理
由で行っているのか、意見の交流をしたいものです。

教師自身の好き嫌い、好み、くせも有りますが、私
は、頂きますの前に「手を合わせましょう・合わせて

ください」の言葉は、各自の想いの違いがあり、行為
の強要の疑いがあるので、避けるように指導しました。
現在かなり普及しているそうですが、授業の最初に
「お願いします」終わったら「ありがとうございました」
の挨拶も身分差を強調するようで嫌いでした。

間違いや失敗が許されるのが学校です。

分からぬから知る。できないから習う。間違いや
失敗から学ぶ。試行錯誤の中で新しい力を身につけ解
決していく。教師の援助と、友だちの励ましの中で、
成長し発達するのが子どもたちです。

五、憲法教育は、小学校の全ての機会を捉えて：

最近の「学力重視」の全国学テ体制は、授業時数の増
加や訓練のみが強調され、「人間」を育てる場面が意識
的に減らされています。知識ばかりの態度、意欲、性
格、生活全般までも「数値目標・効率化」の名で序列化・
画一化される状態です。「成績の上位」の子も、人生を
自分の意志で決定できない点で共通の被害者です。
働く人々を弱肉強食の自由競争の戦場に迫りやり、
過労死や自殺の増加を生んでいる「業績評価・成果主
義」の仕組みが学校にも導入され、ストレスと悲劇を

生み出しています。

憲法実践の立場からも言えることは、子どもの発達や人権を守る文化的で人間的な生活の安定が、多くの人々との共同の力で実現することを求めてています。

教師の自覚の程度に軽重はありますが、小学校の全場面を通し、主権者としての子どもを育てることを念頭に実践している教師は多くいます。

大人になつた教え子に聞いても、本人の関わつたもめ事の処理や国語の「平和教材」は心に残つても、調理の隠し味のように表に出ない憲法の学習は、覚えていないのが普通です。それでも無駄にはなりません。

子どもたちの個性や発達段階にもよりますが、低学年でも、遊びや生活などの身近に起こる出来事・もめ事を通し、自分の気持ちや意志の表し方、話し合いによる解決法、約束やきまりの共有など、教科の枠を超えて、すべての機会を捉え、基本的人権を中心にはじめた実践が求められます。伸び伸びと素直に気持ちや考えを表現する自由や、意見として表明できる権利なども、民主的な環境の中で獲得してもらいたいと願います。

中学年の段階では、自我の自覚めと共に、自分と相手の人格を「違いや存在」として互いに認め、尊重し、

納得して行動できる能力を育てたいのです。

高学年には、体育や家庭科、その他の教科と統合的に関連した授業や行事など全ての場面で、参加・企画・運営などの具体的で実践的な、民主主義や基本的人権を獲得する場面が準備されています。

そのためには、子どもと教師の温かな人間関係、父母や地域との親密な信頼関係や、理解と協力・励ましが「学びの場」の成立のための必須条件です。

もちろん、教師自身の努力と、学校を支える民主的な教職員団体や、行政の物心両面の支援は大事です。

子どもたちが人間として、主権者たる市民として成長するために、身近で具体的で質の高い教育が、小学校に求められています。子どもたちが、明るい将来を見通し、生きる力を獲得することは、広い意味での憲法の学習に含まれていると考えています。

【文献紹介】

『ちゃんと学ぼう－憲法① ②』（青木書店）

『今こそ学校で憲法を語ろう』（青木書店）

『日本国憲法に出会う授業』（かもがわ出版）

（かわい やすひさ・研究所所員）